

平成27年度 第4回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会会議概要

会議名称	第4回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会
開催日時	平成27年12月14日（月） 午前9時～午後12時
開催場所	立川市役所 101会議室
次第	[開 会] 1 はじめに 2 報告事項 ・ 第3回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会 概要について ・ 第4回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定庁内検討会議の開催について 3 検討事項 立川市の現状把握と改善策の検討について （1）検討分野 （④ 生活・バリアフリー） （2）検討分野 （⑤ 文化芸術活動・スポーツ） （3）検討分野 （⑥ 地域社会） （4）検討分野 （⑦ 権利擁護） 4 その他連絡事項 [閉 会]
出席者	[委 員] 吉川かおり、長谷川敬祐、泉口哲男、岩元喜代子、野々久美子、谷川香月、岡田治、滝富加、曾根博、田中文人、小川亮三、岡部直士、福本行廣、山本繁樹、山中誠一（敬称略、順不同） [事務局] 諸井福祉保健部長、高木障害福祉課長、岡部業務係長、遠藤障害福祉課主査、石川障害福祉課主査、近藤主事、町田主事

[開 会]

- 1 はじめに
- 2 報告事項

- 配布した前回委員会の概要について疑問点、訂正等がある場合にはホームページへの掲載の関係上12月18日（金）までに事務局へ連絡を依頼
- 資料3-⑤、資料3-⑥は策定検討委員会で出た意見を組み入れるように修正した。さらに訂正がある場合は12月18日（金）までに事務局に連絡を依頼
- 前回庁内検討会議では文化芸術活動・スポーツ、地域社会、権利擁護の分野についての現状把握と改善策の検討を議論した
- 全体に係る意見として、市がつくる条例のため市役所ができることばかりに注目されがちだが、市民一人一人・事業者それぞれが障害者差別をしないと思えるような条例にすべきであるとの意見が出た
- 障害者週間にアンケートを行ったが、アイムホールでのイベントでは88件、市役所の展示会場では41件、ホームページでは4件の合計133件が集まった。各委員が収集した分も追加予定である
- 立川市の障害福祉にかかるネットワーク図は内容の精査が整っていないため、次回以降に配布予定
- 障害者週間では特にアイムホールで上映した「みんなの学校」を受けて「小さいころから障害のある方と接して、障害者理解を進めていくことが大切だ」との意見が見られた
- 医療や保健の検討分野を所管の健康推進課に聞くと同時に、医師会からも現状把握や改善策のご意見を伺い、策定検討委員会でも報告をする
- 医師会からも策定検討委員会に参加してもらうことで、この場の空気を直に感じ、理解も深くなると思われるため検討いただきたい

3 検討事項

(1) 立川市の現状把握と改善策の検討について

<検討分野4（生活・バリアフリー）>

- 年に一度の総合防災訓練には立川市医師会・歯科医師会・薬剤師会が参加している。
- 避難行動要支援者名簿には地区ごとに障害者・高齢者・外国人等支援が必要な人が記載されている
- この条例は「障害のない人」も暮らしやすい立川を目指すものであるので、より広い意味でのユニバーサルデザインの表記にすべきである
- 庁内検討委員会では主にハード部門の部署から市の計画でユニバーサルデザインに基づいたまちづくりをするとはしておらず、この条例でユニバーサルデザインを謳ったとしても社会資源の観点からも実現困難であるとの意見が出た
- 例えば車いす利用者のためにスロープを整備したら、逆に高齢者は歩きにくく転んでしまうという意見が想定されるように、バリアフリーのまちづくりも必ずしも現実的とは言えないため、ユニバーサルデザインの表記にすべきである
- 条例を策定するうえで、どの部分を法的義務にするか努力義務にするかを整理することが大切であり、実現困難な部分は努力義務としてもかまわない
- ユニバーサルデザインの実現は困難かもしれないが、最初から無理と決めないで実現に向けての努力はしてほしい。できる・できないだけの判断ではなく、できるかもしれない可能性を生かして市民、障害者が希望のもてるような表記にすべきである
- 立川市でユニバーサルデザインの言葉や考え方を浸透させる意味でも採用してほしい
- ハード面で実現困難な部分はソフト面で補っていくべきであり、その方法はこの委員会で検討すべきである
- 福祉総務課では建物を建てる時、国のハートビル法や東京都の福祉のまちづくり条例に沿って、障害者に限らず高齢者や小さい子供がいる方等が使いやすいデザインになっているか事前の協議をしている。立川駅の西側地区再開発やららぽーと立川立飛、共済立川病院の建設でも協議を行い、できるだけ使いやすくなるように努力している
- 条例では方針や理念を定めることになるため、制定後、実際に新しい建物を建てる時に条例の内容がどのくらい考慮に入れるかまでは条例本文に含めることができない
- ヘルプカードは市内の各学校の特別支援学級や障害福祉課の窓口、障害者週間でも配布している

<検討分野5（文化芸術活動・スポーツ）>

- アール・ブリュット展で障害者アートに関心のある人が多数いることが分かった。芸術作品としての障害者アートを製品化したり支援者を育成したりする研修を市でも取り組んでほしい
- アートは障害者と健常者の壁を乗り越えることができる
- 国語研究所や極地研究所などたくさんの施設で一般市民向けに様々な講座が開かれるが、聴覚障害者は手話通訳や要約筆記を派遣しなくてはならず不便である。この現状を改善するような内容を条例に入れたい
- 平成 28 年 4 月から障害者差別解消法が施行されることになり、国や自治体は合理的配慮が努力義務ではなく法的義務になる。そのため、講演会や講座でも情報保障や合理的配慮がなされるだろう。国レベルでの法律の整備と同時に、立川市でも条例をつくることでより良いまちづくりをしていく
- 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックが開催されることもあり、障害者のためだけでなく外国人にも分かりやすいピクトグラム（絵記号）がキーワードになってくるだろう
- 「ユニバーサルデザイン」や「ピクトグラム」というように分かりにくいカタカナ言葉が多く、一般市民に理解を進めていく必要がある
- 条例ハンドブックがあると市民理解が進むのではないかな

<検討分野6（地域社会）>

- 障害のある人に対する差別的な発言や白い目が気になる

- 現状では市役所職員に障害者理解が十分あるとは言えないが、平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行するのに合わせて障害者への適切な対応についての研修を人事課と行う予定である。指定管理を導入している施設（図書館、学童保育所、市民会館、駐車場等）においても同じように障害者に対して合理的配慮を提供するように対応する予定
- 別府市では策定の過程で小学生や中学生の意見を取入れたが、立川市でも検討していただきたい
- 地域社会には障害者に限らず様々なハンディキャップを持っている人が多くいる。支援が必要な人と共にいかに地域をつくっていくかということが大切である。
- 民生委員・児童委員の活動は、まずは高齢者や生活困窮者に対する活動が挙げられ、障害者に対するものは比較的遅れている。障害者の団体と頻繁に会合を開くこともあり状況は改善されつつあるが、まだ不十分であるため活動を深めて地域の障害者との理解を進めていきたい
- 聴覚障害者は緊急通報をする際は FAX を使うが、一人暮らしで倒れたら聞こえても聞こえなくても状況は同じである
- JR 立川駅で防災訓練をしているのを見たが、障害者も参加して実際になにが問題となるかを知っておくことが大切である
- 地域の運動会に障害者が参加したり、障害者施設の祭りにも地域の人に参加したりするような地区もある
- 路線バスでは社員教育を含めたバリアフリー化がかなり進んでいるが、観光バスのバリアフリー化は遅れている。東京バス協会の中では 2020 年のオリンピックを見据えてリフト付きの観光バスを導入する傾向にある
- バス車内で春を呼ぶコンサートやひまわり号を走らせる会の広告を掲載している

<検討分野 7（権利擁護）>

- 聴覚障害者の立場からすると、立会演説会に手話通訳者を派遣できないことや政見放送に字幕がないため、個人的に字幕をつけたり手話通訳者を通したりしなければならないこと等、政治参加が難しい。現状は個々の候補者が個人で手話通訳者等を用意していることが多い。また、当事者からの要請があれば公費の支出も可能である。
- 知的障害者向けに市議選候補者の選挙公報にふりがなをつけて配布されたが、ふりがなを振っただけではわかりにくく、内容まで理解することは難しい。合理的配慮をするならば、形式的な配慮だけでなく中身も伴ったわかりやすいものにすべきだ
- グループホームに入居中の方は住民票を移動していないと、投票入場整理券を受け取れないことがある。
- 障害者に関わる人たちが、選挙が近くなったら誰に投票するか等選挙の話題を聞くことが少なく、当事者の政治参加に係る主体性が十分に尊重できていない状況がある
- 狛江市の知的障害者向けのわかりやすい選挙公報は、障害者だけでなくあらゆる人にとってわかりやすい内容になっていた。当事者向けの説明会があればさらに政治参加が進むのではないか
- 市議会の選挙公報は候補者の意向が反映されるため、わかりやすい内容になるように候補者も合理的配慮をするべきだ
- 長期入院中の精神障害者の選挙においては、病院が手を挙げれば院内で投票できる場所もある。
- 地域で生活する権利が謳われているが、障害種別に関わらず所得保障・住宅保障・訪問看護を受ける体制が平等に保障されるような文言を条例で謳ってほしい
- 病院や学校は障害者虐待防止法の対象外であり、市町村の権限の外にある。考え方として入れたとしてもどこまで実効性があるかはわからない
- 立川市は人権教育に力を入れていると謳っているが、どのくらい浸透しているか検証するべきだ
- 障害者権利条約の締結、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の制定、障害者虐待防止法の制定、障害者雇用促進法、障害者差別解消法の施行等法律の動きを含めてわかりやすく周知していきたい
- 「情報・コミュニケーション法」や「手話言語法」の考えを条例に含めたい
- 親の高齢化が進む中で、これからの障害者家族支援の問題を含めて議論したい
- 社会福祉協議会のあんしんセンター立川で市民後見人養成講座を開いている

- 成年後見制度が保障されていることは良いが、費用が高いこともあり自由に活用できていない状況がある。制度に頼らなくても住みよい生活ができる方が望ましい
- 警察にも障害者理解が進んでほしい。障害者が犯罪を起こした場合、福祉と警察がどう協力するかが課題である。
- 法律の制度として認められているわけではないが、研修を受けた社会福祉士が法定ソーシャルワーカーとして相談をすることができる

4 その他連絡事項

- 次回は1月18日（月）の委員会は10時～12時を予定。骨子案の検討を予定している
- 1月30日（土）のシンポジウムについては調整中のため決まり次第連絡をする

[閉 会]

以 上